

一関市監査委員告示第7号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

一関市監査委員 小川 四郎  
一関市監査委員 佐藤 重  
一関市監査委員 小山 雄幸

記

1 監査実施日及び対象

令和3年2月9日（火）

対象	区分	被監査者	
		団体	担当課
東山山谷自治会館	指定管理者	山谷自治会	東山支所 産業建設課
東山地域交流センター （一関市東山市民センター）		たいしたもんだ長坂みらい塾	東山支所 地域振興課

令和3年3月4日（木）

対象	区分	被監査者	
		団体	担当課
保呂羽コミュニティセンター、保呂羽コミュニティ体育館	指定管理者	保呂羽地区自治会協議会	藤沢支所 地域振興課
川崎農村研修センター		農事組合法人門崎ファーム	川崎支所 産業建設課
千厩市民センター		千厩地区まちづくり協議会	千厩支所 地域振興課
川崎農村女性の家いぶき会館		赤柴自治会	川崎支所 産業建設課

2 監査の範囲

令和元年度の財務等に係る事務の執行状況

### 3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

### 4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

## 監査結果報告書

### 東山山谷自治会館

#### 第1 指定管理の概要

施設名 東山山谷自治会館  
指定管理者 山谷自治会 会長 鈴木 勲  
担当課 東山支所産業建設課

- (1) 施設の所在地  
一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3
- (2) 施設の設置目的  
地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 17 年 12 月 10 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
無

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

東山地域交流センター  
(一関市東山市民センター)

### 第1 指定管理の概要

施設名 東山地域交流センター (一関市東山市民センター)  
指定管理者 たいしたもんだ長坂みらい塾 代表 鈴木正敏  
担当課 東山支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市東山町長坂字町 335 番地 1
- (2) 施設の設置目的  
(交流センター) 市民の交流を促進するとともに、芸術、文化の振興及び生涯学習の推進を図る。  
(市民センター) 市民の生涯学習活動を推進し、かつ主体的な地域づくりを支援するため設置する。
- (3) 施設設置年月日  
平成 21 年 3 月 23 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 30 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
28,571,569 円

### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 保呂羽コミュニティセンター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 保呂羽コミュニティセンター  
指定管理者 保呂羽地区自治会協議会 会長 岩渕 敏  
担当課 藤沢支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 11
- (2) 施設の設置目的  
地域の振興と住民福祉の向上に資することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成4年8月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成28年4月1日から令和2年3月31日までの4年間  
(指定初年度：平成18年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
194,000 円

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 保呂羽コミュニティ体育館

#### 第1 指定管理の概要

施設名 保呂羽コミュニティ体育館  
指定管理者 保呂羽地区自治会協議会 会長 岩渕 敏  
担当課 藤沢支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 9
- (2) 施設の設置目的  
地域の振興と住民福祉の向上に資することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 22 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 22 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
122,000 円

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 川崎農村研修センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 川崎農村研修センター  
指定管理者 農事組合法人門崎ファーム 代表理事組合長 藤江 修  
担当課 川崎支所産業建設課

- (1) 施設の所在地  
一関市川崎町門崎字清水沖 31 番 1
- (2) 施設の設置目的  
新しい農村づくりを求める農業者の資質の向上並びに農業の担い手の健全な育成を図り、地域の農業構造の改善及び農業生産を再編成することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
昭和 55 年 3 月 26 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 26 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
464,000 円

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 千厩市民センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 千厩市民センター  
指定管理者 千厩地区まちづくり協議会 会長 村上 敬一  
担当課 千厩支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市千厩町千厩字館山 50 番地
- (2) 施設の設置目的  
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
昭和 43 年 8 月 10 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 30 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
16,749,577 円

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 川崎農村女性の家いぶき会館

#### 第1 指定管理の概要

施設名 川崎農村女性の家いぶき会館  
指定管理者 赤柴自治会 会長 千葉 敬徳  
担当課 川崎支所産業建設課

- (1) 施設の所在地  
一関市川崎町薄衣字天蔵1番地7
- (2) 施設の設置目的  
住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
昭和55年3月25日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間  
(指定初年度：平成22年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和元年度指定管理料  
508,000円

#### 第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。